

ID: 25

担当部署: 財政課

処分の概要	指定管理者の指定
例規名 根拠条項	柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第7条第1項
例規番号	平成17年条例第11号
<p>【基準】</p> <p>第5条から第7条までの規定による。 (指定管理者の候補者の選定等)</p> <p>第5条 町長等は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容について次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者に選定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。 (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その効率的な管理が図られること。 (3) 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。 (4) 個人情報取扱いを適正に行う体制が整備されていること。 (5) その他町長等が公の施設の性質又は設置目的に応じて別に定める基準を満たしていること。 <p>2 町長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ別に定める柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮るものとする。</p> <p>3 町長等は、前条第1項の規定による申請がないとき、又は申請に係る法人等が第1項各号のいずれにも該当しないときは、町が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体で同項の基準に該当するものを指定管理者の候補者に選定することができる。</p> <p>4 町長等は、第1項及び前項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者及び前項の規定により選定された指定管理者の候補者に通知するものとする。 (再度の選定等)</p> <p>第6条 町長等は、前条の規定による選定をした後、選定された法人等を指定管理者に指定することが不可能となり、又はその法人等が前条第1項に規定する選定の基準に適合しなくなる等の理由により指定管理者の候補者として著しく不相当と認められる事情が生じたときは、選定を取り消し、第4条第1項の規定による申請に係る法人等(当該選定された法人等を除く。)のうちから再度前条第1項の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。</p> <p>2 前条第2項から第4項までの規定は、指定管理者の再度の選定について準用する。この場合における前条第3項の規定の適用については、同項中「前条の規定による申請がないとき」とあるのは、「次条に規定する選定された法人等以外に前条の規定による申請に係る法人等がないとき」とする。 (指定管理者の指定等)</p> <p>第7条 町長等は、前2条の規定により選定した指定管理者の候補者を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。</p> <p>2 町長等は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を告示するとともに、速やかにその結果を指定管理者の候補者に通知するものとする。</p>	

標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日